

江別市子ども計画について

1 子ども計画について

(1) 概要

子ども計画とは、こども基本法（令和4年法律77号）に基づき、子どもや若者の健やかな成長と幸福な社会の実現を目指し、国や自治体が総合的かつ一体的に策定・推進することを目的とした計画です。

本法第10条では、市町村こども計画の策定が努力義務とされており、策定に当たっては、国のこども大綱や、都道府県のこども計画を勘案することとされています。

江別市においては、勘案すべき北海道こども計画が未策定であったことから、策定していませんでしたが、令和7年3月に同計画が策定されたことから、今年度、第3期江別市子ども・子育て支援事業計画を改定し、江別市子ども計画の策定に向けて取り組んでいくこととしています。

（都道府県こども計画等）

第10条

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(2) 子ども計画の策定の方向性

① 子ども・子育て支援事業計画の改定による策定

令和7年度を始期とする第3期江別市子ども・子育て支援事業計画では、第1章の5「こども計画への移行」の中で、本計画を生かしながら見直しを行い、市としてのこども計画の策定を進めることとしています。

② 計画期間

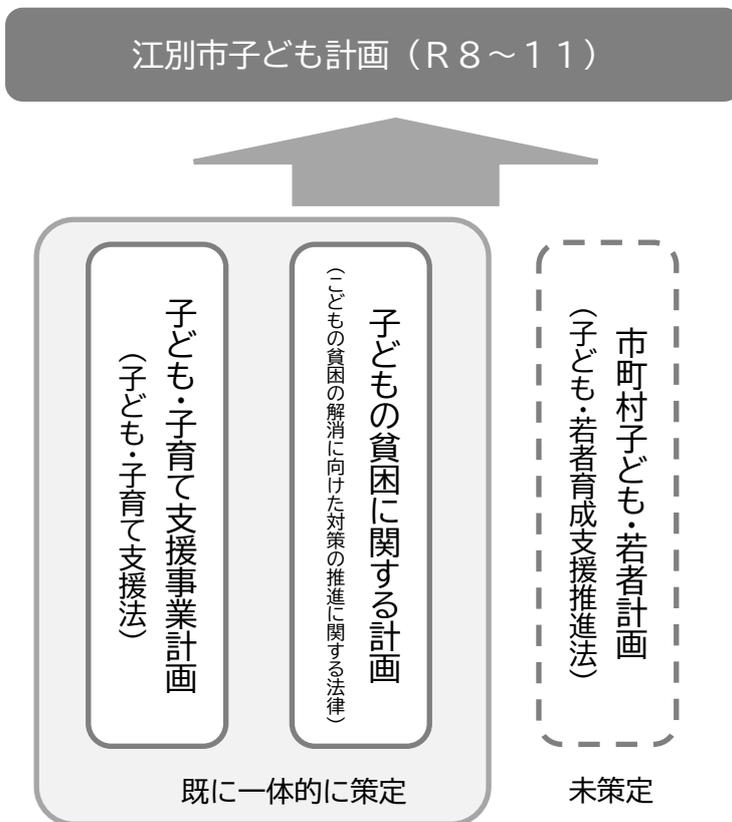
始期は、令和8年度からとしますが、終期は、第3期江別市子ども・子育て支援事業計画の終期である令和11年度までとします。（計画期間：令和8（2026）年度～令和11（2029年度）年度）

③ 子ども・若者の意見の反映

中学生から29歳までの市民3,000人を対象としたアンケート調査や、中学生・高校生・大学生を対象としたワークショップを実施し、子ども・若者の意見を把握し、計画に反映します。

(3) 関連計画との関係性

子ども計画は、既存の各種計画と一体的に策定することが可能とされています。現在、二つの法律に基づく計画を子ども・子育て支援計画として一体的に策定していますが、これまで江別市では策定してこなかった「子ども・若者計画」の要素を取り入れます。



2 策定スケジュール

令和7年6月	アンケート調査及びワークショップの協議
7月	ワークショップの実施（～9月）
8月	アンケート実施（～10月）
9月	骨子案の協議、ワークショップの結果報告
10月	素案の協議、アンケート調査の結果報告
11月	意見公募（パブリックコメント）案の協議
11月	意見公募（パブリックコメント）の実施（～12月）
令和8年1月	意見公募（パブリックコメント）結果の報告
3月	江別市子ども・子育て計画の策定